

○ 給料の特別調整額に関する規程

昭和35年 4月15日

訓令 甲 第 1 4 号

存 続 期 間

〔沿革〕	昭和35年	9月	訓令甲第25号
	36年	3月	同第10号
	37年	10月	同第29号
	39年	6月	同第12号
	40年	4月	同第18号
	41年	1月	同第1号
	42年	4月	同第10号
	43年	3月	同第10号
	45年	4月	同第13号
	47年	4月	同第10号
	52年	8月	同第17号
	62年	4月	同第9号
	平成元年	4月	同第7号
	2年	8月	同第19号
	6年	11月	同第36号
	13年	7月	同第31号
	14年	2月	同第1号
	18年	3月	同第8号
	19年	3月	同第11号
	20年	5月	同第17号
	24年	3月	同第6号
	25年	3月	同第16号
	28年	3月	同第11号
	29年	3月	同第16号
	30年	3月	同第10号、10月第25号
	令和4年	3月	同第13号、6月同第18号
	5年	7月	同第24号改正

(目的)

第1条 この規程は、職員の給与に関する条例（昭和26年6月東京都条例第75号。以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づき給料の特別調整額（以下「特別調整額」という。）の支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(範囲及び額)

第2条 給料の特別調整を行う職は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の職にある職員に支給する特別調整額の額は、当該職員に適用される給料表及び別表第1に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第2の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(支給方法)

第3条 特別調整額の支給については、条例第7条及び第8条に定める給料支給の例による。

第4条 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合は、特別調整額は支給しない。

付 則

この訓令は、昭和35年4月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月訓令甲第11号）

改正 平成20年5月 訓令甲第17号、12月同第35号

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の給料の特別調整額に関する規程第2条第2項の規定による給料の特別調整額が次項に規定する経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に達しないこととなる職員には、当該給料の特別調整額のほか、当該給料の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の特別調整額として支給する。
  - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
  - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
  - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- 3 経過措置基準額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
  - (1) この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（施行日において行政職給料表（一）から公安職給

料表に適用を異にする異動をした職員を含む。以下「同一給料表適用職員等」という。)のうち、その職が、同日に占めていた職よりもこの訓令による改正前の給料の特別調整額に関する規程別表において低い支給割合を受ける職に相当する職員(以下「下位区分職員」という。)以外の職員 同日にその者が受けていた給料の特別調整額

(2) 同一給料表適用職員等のうち、下位区分職員 施行日の前日において当該下位区分職員の職を占めていたとするならばその者が受けることとなる給料の特別調整額

(3) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員(施行日において行政職給料表(一)から公安職給料表に適用を異にする異動をした職員及び施行日以後に新たに給料の特別調整額の適用を受けることとなった職員を除く。)又は次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者若しくは別に定める者 施行日の前日に当該異動等をしたものとした場合に前2号の規定に準じてその者が受けることとなる給料の特別調整額

ア 国家公務員等

イ 他の地方公共団体の職員等

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条に規定する退職派遣者

附 則(令和4年6月訓令甲第18号)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対するこの訓令による改正後の給料の特別調整額に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第2条第2項第1号の適用については、同号中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。
- 3 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、改正後の規程第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

附 則(令和5年7月訓令甲第24号)

- 1 この訓令は、令和5年8月1日から施行し、この訓令による改正後の給料の特別調整額に関する規程(以下「改正後の規程」という。)別表第2の規定は、同年2月27日から適用する。
- 2 改正後の規程第2条第1項の職にある地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に支給する特別調整額の額は、改正後の規程第2条第2項の規定にかかわらず、当該職員に適用される給料表及び改正後の規程別表第1に掲げる特別調整額の区分に対応する次表の額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)と

する。

給料表	特別調整額の区分						
	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9
公安職給料表	114,000円	113,100円	111,500円	101,100円	78,900円	67,200円	63,700円
行政職給料表(一)	113,800円	112,900円	111,400円	—	77,000円	67,000円	57,800円
医療職給料表(一)	105,900円	—	—	—	—	72,700円	—
医療職給料表(三)	—	—	—	—	—	67,000円	—

### 別表第1（第2条関係）

支給範囲	特別調整額の区分
理事官職（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号。以下「初任給等規則」という。）別表第8イの項及びロの項に規定する職務区分1の職並びに医療職給料表(一)の適用を受けるもの）	区分1
理事官職（初任給等規則別表第8イの項及びロの項に規定する職務区分2の職）	区分2
理事官職（初任給等規則別表第8イの項に規定する職務区分3の職並びに公安職給料表の適用を受けるもののうち聴聞官、暴力団排除対策官、方面本部副本部長（第一方面本部副本部長を除く。）、犯罪抑止対策官及び警察署長（区分2の職及び島部警察署長を除く。））	区分3
理事官職（他の区分の職を除く。）	区分5
指定管理官職（公安職給料表の適用を受けるもの） 管理官職（行政職給料表(一)の適用を受けるものであつて、東京都人事委員会の承認を得て定めるもの）	区分6
管理官職（区分6以外の警視並びに区分6及び区分9以外の副参事）	区分7
管理官職（警部及び警察署の課長である副参事）	区分9

### 別表第2（第2条関係）

給料表	特別調整額の区分						
	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9
公安職給料表	129,800円	128,800円	127,000円	115,100円	107,100円	93,200円	88,300円
行政職給料表(一)	129,600円	128,600円	126,900円	—	106,500円	92,600円	80,000円
医療職給料表(一)	140,800円	—	—	—	—	96,900円	—
医療職給料表(三)	—	—	—	—	—	92,600円	—